

九州ろうきんの健全性・安全性

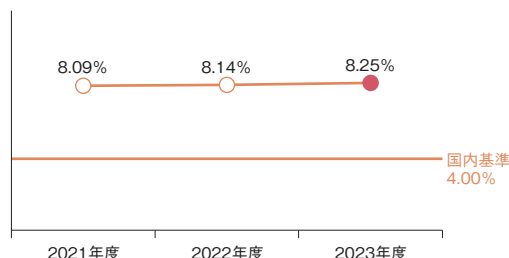
自己資本の充実の状況

自己資本比率は、金融機関の安全性・健全性を示すもので、法令により定められた指標です。国内業務のみを行う当金庫の場合、国内基準の4%以上であることが求められています。

- 自己資本比率は、8.25%となり、国内基準である4%を大きく上回っています。
- 詳しい内容は67～76頁をご覧ください。

今後も引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

〈自己資本比率〉



経営の健全性

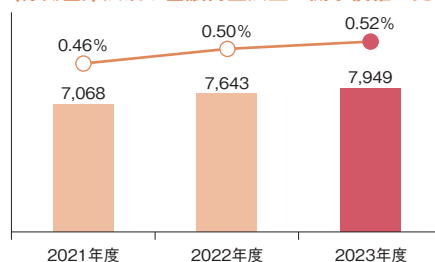
経営の健全性を示す指標のひとつに「労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率」があります。

「労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率」とは、貸出金等の残高に対して労働金庫法及び金融再生法上の開示債権額がどれだけあるかを示した比率で、比率が低いほど資産の健全性が高いことを意味しています。

■ 労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

- 労働金庫法及び金融再生法上の開示債権合計は、7,949百万円となりました。
- 労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率は、0.52%となりました。
- 詳しい内容は77頁をご覧ください。

〈労働金庫法及び金融再生法上の開示債権・比率〉



※単位未満および諸比率の小数点第3位以下を四捨五入して記載しています。